

方向性3 高齢者、障害者を守る

～高齢者、障害者が安全・安心に暮らすことができる～

推進項目 7 高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進

1 基本方針

高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進

- ① 高齢者、障害者に対する直接の取組
- ② 地域福祉を担う人材や機関等を介しての取組
- ③ 高齢者、障害者の消費者被害防止のための見守り活動の充実
- ④ 地域コミュニティの再構築に向けた取組
- ⑤ 成年後見制度の普及促進
- ⑥ 認知症高齢者等の行方不明対策

2 施策の展開

(1) 高齢者、障害者に対する直接の取組

県では、高齢者、障害者を始めとする県民の安全・安心を確保し、より良い消費生活に資するため、消費者である県民からの商品、サービス又はそれに附随する取引に関する苦情・相談に適正かつ迅速に対応するとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止に向け、事業者との連携による啓発チラシの配付、街頭における啓発活動等に取り組みます。また県民からの要望に応じ、移動講座・出前講座等を積極的に行っていきます。

県内消費生活相談窓口と地域とをつなぐパイプ役となり、情報提供や啓発活動を実践する「くらしの安全・安心サポーター」を養成するとともに、地域でのボランティア活動の一環として、サポーターによる高齢者や障害者への見守りを行うなど、消費者利益の擁護と増進に取り組みます。

地域の自治会長等との連携や、県警察と民生委員・児童委員との協働による高齢者世帯への訪問、住民運営の通いの場や老人クラブ等での防犯指導等、高齢者に直接に面接して注意喚起し、高齢者等の危機回避能力の向上に努めます。

【担当課：消費・生活安全課、地域包括ケア推進室、地域福祉課、障害福祉課、警察本部生活安全企画課、地域課】

(2) 地域福祉を担う人材や機関等を介しての取組

高齢者や障害者を始め誰もが共に支え合い、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるような地域社会を構築する福祉の取組と連携して、地域の様々な見守り活動を広範かつ重層的に構築する取組を支援し、安全・安心の確保を図る必要があります。

地域において、高齢者、障害者等に対する必要な広報啓発が適切に行われるようにするため、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉サービス事業者、福祉ボランティアなど、地域福祉を担う人材や機関に対する研修の実施、情報提供、その他必要な措置を講じ、支援が必要な人々にまで安全・安心の確保に資する情報が行き届くよう支援します。

【担当課：地域福祉課、地域包括ケア推進室、長寿・福祉人材確保対策課、消費・生活安全課、障害福祉課、警察本部生活安全企画課】

(3) 高齢者、障害者の消費者被害防止のための見守り活動の充実

高齢者、障害者の消費者被害防止や特殊詐欺被害の未然防止・拡大防止を図るため、「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」を設置し、高齢者等の見守りに必要な取組について情報交換・協議等を行います。

また、市町村及び地域の関係者が連携して高齢者等の見守り活動を行う市町村の「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の構築に向けた支援を行うとともに、見守り活動に必要な情報を提供するなど、被害の未然防止・拡大防止に努めます。

【担当課：消費・生活安全課、地域福祉課、地域包括ケア推進室、
長寿・福祉人材確保対策課、障害福祉課、
安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

(4) 地域コミュニティの再構築に向けた取組

市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会、配達業者、スーパー、コンビニエンスストア、銀行、老人クラブ、地域住民等と連携し、高齢者の見守り体制の構築を進めるとともに、地域コミュニティの再生を図るため、住民同士による「支え合い」活動を推進します。

県警察では、高齢者を始めとする地域住民が、相互にあいさつや声かけを励行することを通じて、地域の絆や連帯意識を深め、地域コミュニティの再構築を図り、ひいては地域防犯力を向上させる「あいさつ・声かけ・鍵掛け運動『チャレンジ“絆”』」の取組を推進します。

【担当課：地域包括ケア推進室、地域福祉課、警察本部生活安全企画課】

(5) 成年後見制度の普及促進

認知症、知的障害者その他の精神上的障害により、財産の管理や日常生活に支障がある人たちの権利擁護を推進するため、成年後見制度に関わる人材の育成、普及・啓発、相談体制の充実、関係機関の連携促進、市町村支援等に取り組みます。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿・福祉人材確保対策課、
地域福祉課、障害福祉課】

(6) 認知症高齢者等の行方不明対策

ア 早期発見・保護に向けた取組

認知症高齢者等が行方不明になった場合は、事件・事故に遭遇する可能性が極めて高いことから、県警察では必要に応じて地元自治体や消防団等の協力も求めて捜索活動を行っています。

増加傾向にある認知症行方不明者に的確に対応するため、県、県警察、市町村、関係機関、事業所、地域住民等が連携を強化し、「徘徊見守りSOSネットワーク」の構築を推進するほか、県内市町村圏域を越えた広域での情報提供及び発見協力、一時保護の枠組みを検討します。

【担当課：地域包括ケア推進室、警察本部人身安全対策課】

イ 認知症サポーターの養成と活動の支援

「認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人」で、認知症サポーター養成講座を修了された方が認知症サポーターです。

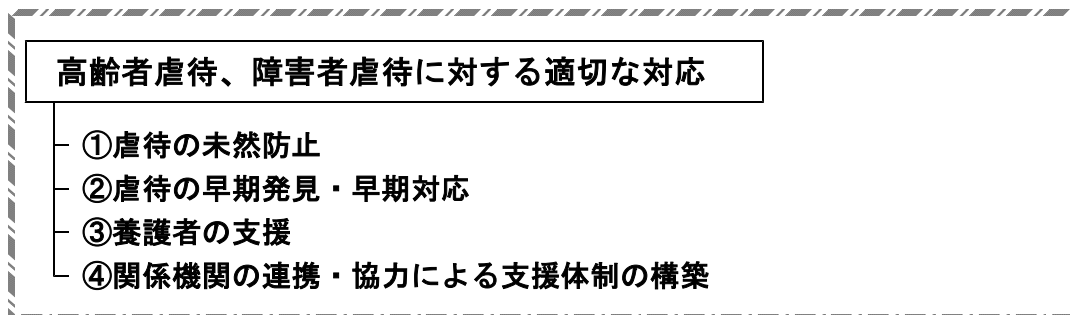
その活動としては、例えば、友人や家族にその知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努める、隣人又は商店・交通機関等まちで働く人としてできる範囲で認知症の方とその家族を手助けする、などがあります。

県では、市町村、地域包括支援センター、民間事業者等と連携して、認知症サポーターの養成とその活動支援に取り組み、認知症の方と家族にやさしい地域づくりを推進します。

【担当課：地域包括ケア推進室】

推進項目 8 高齢者虐待、障害者虐待に対する適切な対応

1 基本方針



2 施策の展開

(1) 虐待の未然防止

ア 正しい理解の普及啓発

虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであり、虐待を未然に防止することが最も重要です。パンフレットの作成やホームページによる啓発、研修会の開催等により、地域住民を始めとしたあらゆる関係者に対し、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の趣旨を周知し、どのような行為が虐待にあたるか、なぜ虐待は起こるのか、どのようにすれば虐待が防げるのかなど基本的知識の普及と虐待防止に向けた意識の向上を図ります。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿・福祉人材確保対策課、障害福祉課】

イ 権利擁護ネットワーク形成の支援

高齢者や障害者の虐待防止について、市町村における取組事例の情報交換、具体的な対応の報告・困難事例の検討会を実施し、各市町村で蓄積されたノウハウを共有化し、県下全体の対応力向上を支援します。

【担当課：地域包括ケア推進室、障害福祉課】

ウ 成年後見制度の普及促進

認知症、知的障害者その他の精神上的障害により、財産の管理や日常生活に支障がある人たちの権利擁護を推進するため、成年後見制度に関わる人材の育成、普及・啓発、相談体制の充実、関係機関の連携促進、市町村支援等に取り組みます。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿・福祉人材確保対策課、障害福祉課】

(2) 虐待の早期発見・早期対応

ア 通報義務等の啓発

高齢者虐待や障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期発見し、高齢者、障害者及び養護者等への支援を早期に開始することが重要です。高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の趣旨に基づき、一般県民を始め、介護従事者、医療従事者、弁護士等、その職務上、高齢者や障害者と接する機会が多く虐待を発見しやすい立場にある関係者に対し、虐待の早期発見に努め、発見した場合には市町村への通報義務があることを周知します。

県警察では、警察安全相談を始めとする各種警察活動に際し、高齢者や障害者に対する虐待を認知した場合は、原則として認知した全ての事案を速やかに市町村に通報するなど、高齢者虐待事案及び障害者虐待事案への適切な対応を図ります。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿・福祉人材確保対策課、障害福祉課、

イ 立入調査

市町村が受ける虐待通報の中には、高齢者や障害者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下では、虐待を受けている高齢者や障害者を適切に保護する必要があります。このような場合、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法において、市町村長は、高齢者・障害者の居所又は住所への立入に際し、必要があると認めるときに警察署長の援助を求めることができます。市町村と警察による立入調査等の連携が円滑に行われるためには、日頃の関係づくりが重要であり、市町村と管轄警察署が具体的な事例の共有を図ります。

【担当課：地域包括ケア推進室、障害福祉課、警察本部人身安全対策課】

(3) 養護者の支援

ア 高齢者の養護者への支援

市町村では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・介護・福祉など様々な面から、高齢者やその家族、地域住民等を包括的に支援するための総合相談窓口として、地域包括支援センターを設置しています。

同センターでは、虐待の防止や早期発見等の権利擁護業務に取り組み、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職が連携して、高齢者とその家族を支援しています。

県では、職員研修、地域ケア会議開催支援、関係者間のネットワーク構築支援等を行い、地域包括支援センターの機能強化を図っています。また、総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知、市町村と連携した高齢者虐待や認知症に関する正しい知識の普及・啓発を通じて、養護者への支援に取り組んでいます。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿・福祉人材確保対策課】

イ 障害者の養護者への支援

障害者の権利擁護についての啓発を行い、障害者やその家族等が孤立することのないよう地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進するなど、養護者の負担軽減を図ります。また、身近な地域で気軽に相談できるよう、相談支援事業者の機能強化・連携強化の支援を行い、相談窓口としての市町村障害者虐待防止センター及び奈良県障害者権利擁護センターの役割などについて周知を図ります。

【担当課：障害福祉課】

(4) 関係機関の連携・協力による支援体制の構築

虐待の発生要因は、養護者の「介護疲れやストレス」、「性格や精神不安定」、「障害や疾病」、「介護知識や認知症又は障害の特性の理解不足」、「経済的問題」等複数の要因が複雑に影響している場合が多く、支援にあたっては高齢者や障害者、養護者の生活を支援するための様々な制度の知識や活用が必要となります。

そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携をとりながら高齢者や障害者、養護者が孤立しないよう支援できる体制を構築します。

【担当課：地域包括ケア推進室、長寿・福祉人材確保対策課、障害福祉課】